

所得税・市県民税の

申告が始まります

～期限内に正しく作成～自身で～

今年も所得税と市県民税の申告の時期になりました。申告の詳細については、今月号の広報と一緒に配布した「申告のお知らせ」に記載されていますので、準備にお役立てください。

また、ご不明な点はあらかじめ税務署や、税務課市民税係にお問い合わせください。

申告会場と期間について

※所得税(税務署管轄)

期間：2月14日(金)～3月17日(月)

午前9時～午後4時

会場：鹿沼商工会議所アザレアホール(鹿沼市睦町28-16)

※この期間以外は鹿沼税務署で申告してください。

※所得税の還付申告は、1月6日(月)から鹿沼税務署で受け付けます。

※確定申告書は郵送で提出することもできます。

※所得税と市県民税

所得税の還付申告・市県民税の申告期間：2月3日(月)～14日(金)

所得税の確定申告・市県民税の申告期間：2月17日(月)～3月17日(月)

※各地域で開催場所・日程・時間帯が異なります。詳しい日程は「申告のお知らせ」をご覧ください。

※各会場とも土曜・日曜日、祝日は受付をいたしません。

※鹿沼税務署から申告用紙が郵送された方は、用紙をお持ちください。

※次の項目に該当する方は、市役所では申告受付ができませんので、鹿沼税務署で申告してください。

○譲渡所得(土地・家屋の売却および収用、株式の売却など)山林所得がある方

○青色申告の方

○事業所得のある方で收支内訳書を作成していない方

○雑損控除のある方(東日本大震災による被害を含む)

東日本大震災からの復興のための「復興特別所得税」を創設

平成25年～49年までの各年分の基準所得税額の2.1%を、所得税と併せて「復興特別所得税」として申告・納付することになります。

また、この期間に生じる所得について、源泉徴収によって所得税が徴収される場合には、「復興特別所得税」が併せて徴収されます。

障がい者や寡婦・寡夫の方の控除について

市県民税は、本人の障害者控除や寡婦・寡夫控除などの適用で、合計所得額125万円までの方は、非課税になります。

障害者控除を受けるには

申告者本人に心身の障がいがある場合、または申告者の扶養親族に心身の障がいがある方がいる場合、所得控除の額が上乗せされ、税額の軽減を受けられます。ただし、青色または白色事業専従者に該当する場合は、税法上の扶養親族になれません。適用を受けるには、次の①～⑤のいずれかが必要です。

- ① 身体障害者手帳(赤色)
- ② 療育手帳(緑色)
- ③ 戦傷病者手帳(黒色)
- ④ 精神障害者保健福祉手帳(青色)
- ⑤ 市の福祉事務所長が発行する障害者控除対象者認定書

※手帳の有無や年齢基準日は申告年度の12月31日の状況で判断します。※⑤の認定書は、生活福祉課や各総合支所市民福祉課への申請で発行します。対象者は、身体の障がいまたは認知症の状態が障がい者に準ずると認定された介護保険の要支援・要介護認定を受けている65

歳以上の方です(介護保険被保険者証や認定決定通知書の掲示だけでは控除は適用されません)。

寡婦・寡夫控除を忘れていませんか?

配偶者と死別や離別した場合、所得控除の額が上乗せされ、税額の軽減を受けられます。適用を受けるには一定の要件があります。

※勤め先での年末調整や、公的年金などの扶養親族等申告書によって既に申告している場合は、改めて申告する必要はありません。

※原則、申告する年分の12月31日の状況で判断します。

◇寡婦・寡夫控除の適用を受けるには◇ ～下記の要件と一致するか確認してみましょう～

寡婦 (①または②のどちらか該当する方)	①夫と死別または離別した後婚姻しておらず、所得が38万円以下の生計を共にする子や扶養親族がいる。 ②夫と死別した後婚姻しておらず、合計所得金額が500万円以下である。
特別の寡婦	上記①に加え、所得が38万円以下の生計を共にする子がおり、かつ合計所得金額が500万円以下である。
寡夫	妻と死別もしくは離別した後婚姻しておらず、所得が38万円以下の生計を共にする子がおり、かつ合計所得金額が500万円以下である。

いします。

また、会場の受付では、申告内容の事前確認を行っています。

申告内容により順番が前後する場合もありますので、あらかじめご了承ください。

申告関係書類の事前計算にご協力ください!

農業・営業・不動産などの所得にかかる收支内訳書は、事前に計算し作成しておいてください。

医療費控除の申告をする場合のお願

医療費控除を申告する場合は、平成25年中に支払った医療費の額と、高額療養費や契約している生命保険などの給付金で補てんされた額を集計し、明細書(申告のお知らせ)11ページ参照を事前に作成してください。

問い合わせ先

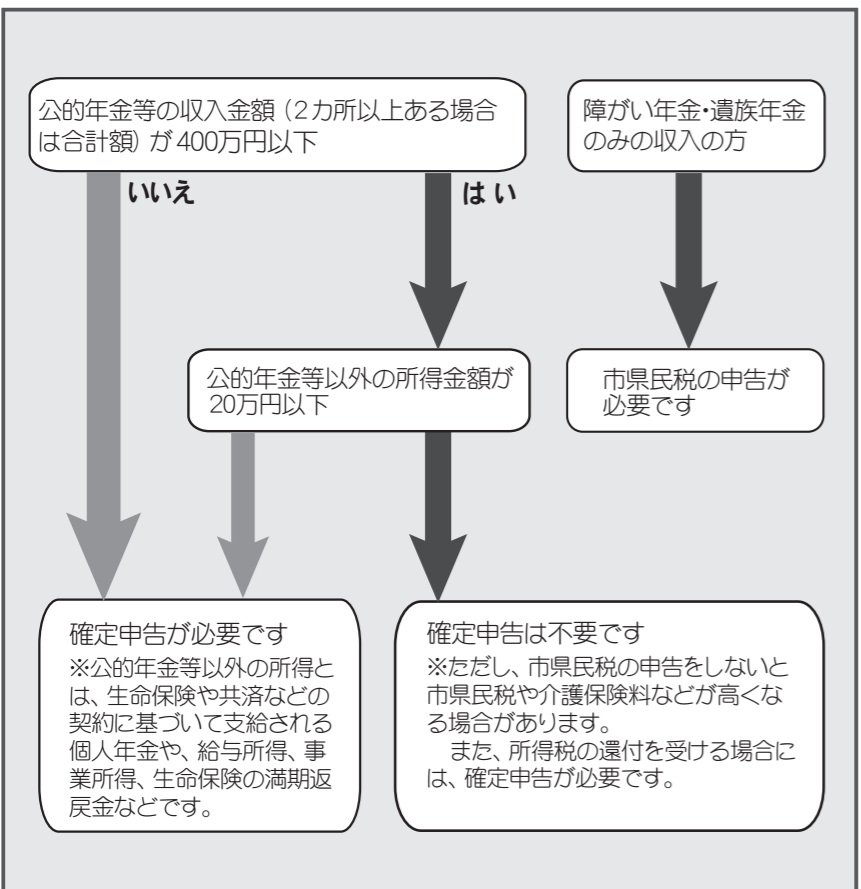
市・県民税申告については
税務課 市民税係

☎(21)5113

確定申告(所得税)については

鹿沼税務署(代表)
☎0289(64)2151

◇公的年金等を受給している方は、確定申告を行う必要があるのかどうかを確認しておきましょう。



申告待ち時間の短縮にご協力ください!

市役所では、1カ月の受付期間に、約1万件以上の申告を受け付けています。

会場では、待ち時間を短縮するために、事前準備によるご協力を